

# 離婚届の書き方と注意

届書を提出する日(郵送のときは発送日)を書いてください。

届書を提出する窓口の市区町村名を書いてください。

現在住民登録をしている住所(住民票上の住所)を書いてください。住所を変更するときは住民異動届の手続きが必要です。

婚姻中の本籍を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 1 台湾
- 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

父母が婚姻中の場合は母の氏は不要です(父母が離婚などによって氏名が変わっている場合は、現在の氏名を記載してください。)。養親がいる場合はその氏名を記載してください。

婚姻のとき氏が変わった人は、次の中から選んでください。  
 (1)婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる  
 (2)婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る  
 (3)婚姻中の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る  
 →(3)の場合は記入せず、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。

※離婚届出時に「婚姻中の氏」を名のるか決めていない場合は、婚姻前の氏に戻ります。(1)又は(2)を選択してください。もどる戸籍がない(婚姻前の戸籍が全員の死亡・婚姻等で除籍されている)場合は(2)のみとなります。「婚姻中の氏」を名のると決めるときは、離婚の日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。

夫婦に未成年(18歳未満)の子がいる場合は、親権者を決め、子の氏名(フルネーム)を書いてください。親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子がいる場合は、申立てがされていることを証する書面は必要ありませんが、審判の場合は、審判確定後に審判書謄本及び審判確定証明書を、調停の場合は、調停成立後に調停調書の謄本を添付の上、親権(管理権)届書を提出してください。

協議離婚で「未成年の子の氏名」欄において親権の定めをしたときは、必ず離婚当事者双方が記載(チェック)してください。

## お持ちいただくもの

- 離婚届書 1枚
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)
- 添付書類(裁判離婚の場合)
  - (1)調停離婚→調停調書の謄本
  - (2)審判離婚→審判書の謄本と確定証明書
  - (3)和解離婚→和解調書の謄本
  - (4)認諾離婚→認諾調書の謄本
  - (5)判決離婚→判決書の謄本と確定証明書

- ・黒インク又はボールペンで書いてください。
- ・消えるボールペンで書かないでください。
- ・届書下部余白などに連絡先(日中連絡のとれるところ)を記入してください。

## 離婚届

令和〇年〇月〇日届出

阿南市 長 殿

※この様式は令和8年4月1日以降配布のものです。

氏名	夫 <b>アナン タロウ</b> 阿南 太郎	妻 <b>アナン ハナコ</b> 阿南 花子
生年月日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
住所	徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3	徳島県阿南市富岡町西池田135番地1 〇〇マンション201号室
本籍	徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3	
筆頭者の氏名	阿南 太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 <b>阿南 一郎</b> 母 <b>一子</b>	妻の父 <b>富岡 竹男</b> 母 <b>梅子</b>
父母との続柄	父 <b>二男</b> 母 <b>長女</b>	父 <b>長男</b> 母 <b>長女</b>
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	徳島県阿南市富岡町西池田135番地1 筆頭者の氏名 <b>富岡 花子</b> 父母双方が親権を行う子 <b>阿南 次助</b> 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
協議離婚で親権者の定めをした場合(押印は必ず)	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を表明し、真意に基づいて合意した。 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を表明し、真意に基づいて合意した。	

## 未成年の子の親権について

親権とは、親が子(未成年者)の身の回りの世話や教育をしたり、財産管理等をしたりする権利であり、義務のことです。父母の婚姻中は、父母双方が子の親権者となりますが、離婚するときには、子の親権者を定める必要があります。令和8年4月1日以後に届出をする場合は、父母のうち一方が親権を行う「単独親権」のほかに、父母の両方が親権を行う「共同親権」を選択することができます。夫婦に未成年の子供がいる場合は、必ず親権者を定め、双方の合意の上で届書の各箇所に記載(チェック)してください。親権者が定まっていない場合、届出を受理することができません。親権者の指定を求める家事審判や家事調停の申立てをしている場合は、親権者を定めずに協議離婚届出をすることができますが、審判確定又は調停成立後、10日以内に「親権(管理権)届書」を提出してください。なお、離婚届は夫婦関係の解消の届出なので、子の戸籍に異動はありません。子の戸籍を異動させたい場合は、家庭裁判所の許可を得た後、市区町村へ入籍の届出が必要です。また、離婚後に親権者を変更する場合も、家庭裁判所の手続きが必要です。

**お願い**  
 不備の状態によっては受理できないことがあります。届書を休日・祝日・夜間に提出する場合は、事前に戸籍担当窓口、または最寄りの各支所・住民センターで審査を受けてください。

## 届出人

- 協議離婚の場合は夫と妻です。
- 裁判離婚の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者です。

国勢調査の年のみ記入してください。

旧様式の届書で協議離婚届出をする場合で、「未成年の子の氏名」欄において親権の定めをしたときは、その他欄に「親権者の定めについて真意に基づいて合意した」と記載し、必ず同欄中に夫と妻の双方が署名してください。

協議離婚のときは婚姻中の氏名で各自自署してください。裁判離婚の場合は申立人又は訴提起者が署名してください。押印は任意です。

協議離婚のときは離婚の事実を知っている成年者の署名が必要です。押印は任意です。

協議離婚で「未成年の子の氏名」欄において親権の定めをしたときは、記載(チェック)してください。

未成年の子に限らず、例えば大学を卒業するまで養育費が必要となる子等がいる場合に記載(チェック)してください。

同居の期間	令和〇年〇月から 令和〇年〇月まで
別居する前の住所	徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3号
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の雇用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない雇用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名(※押印は任意)	夫 <b>阿南 太郎</b> 印 妻 <b>阿南 花子</b> 印

証人(協議離婚のときだけ必要です)	署名(※押印は任意)	<b>阿南 一郎</b> 印	<b>富岡 梅子</b> 印
生年月日	昭和〇年〇月〇日	昭和〇年〇月〇日	
住所	徳島県阿南市宝田町久保田97番地1	徳島県阿南市柳島町中川原10番地	
本籍	徳島県阿南市宝田町久保田97番地1	徳島県阿南市柳島町中川原10番地	

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 離婚後の子育ての分担について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
 親子交流について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 養育費の分担について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

## お問い合わせ先

〒774-8501  
 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3  
 阿南市 市民生活課  
 電話：0884-22-1116  
 ファクシミリ：0884-22-0063  
 E-mail：shiminka@anan.i-tokushima.jp